



平成 23 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 EMCOM ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 健一
(JASDAQ・コード 7954)
問合せ先 経営企画本部 経営企画部 IR担当
電 話 050-5537-8000

当社株式の上場廃止基準(株価)の猶予期間入り銘柄からの解除及び 監視区分の指定理由の一部除外に関するお知らせ

当社株式は、平成 23 年 5 月 2 日付で大阪証券取引所の「JASDAQ における有価証券上場規程」第 47 条第 1 項第 4 号(株価)の猶予期間入りとなり、それに伴い監視区分の指定理由が追加されておりましたが、本日、大阪証券取引所より、「株価」の基準に係る猶予期間入り銘柄からの解除並びに監視区分の指定理由の一部除外について発表がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社株式の株価について

当社株式は、平成 23 年 5 月 6 日付「当社株式の上場廃止基準(株価)の猶予期間入り及び監視区分の指定理由追加に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 23 年 4 月の月末終値及び月間終値平均が 10 円未満となったことにより、「株価」の猶予期間入り銘柄となり、それに伴い監視区分の指定理由が追加されておりました。

本件につきまして、平成 23 年 5 月の当社株価が「JASDAQ における有価証券上場規程」第 47 条第 1 項第 4 号(株価)に定める基準を上回ったことから、本日、大阪証券取引所より、平成 23 年 5 月 31 日付で「株価」の基準に係る猶予期間入り銘柄から解除するとともに監視区分の指定理由を一部除外する旨の発表がありました。

2. 今後の見通しについて

「株価」の基準に係る猶予期間入り銘柄からの解除及び監視区分の指定理由は一部除外となりましたが、当社株式は当該指定が解除された後も、旧 JASDAQ 証券取引所の株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 8 号(不適当な合併等) a の規定により、平成 21 年 7 月 23 日から平成 24 年 12 月 31 日までの期間において、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入っております¹。当社では猶予期間内に上場審査基準に準じた審査の申請を行うことで、猶予期間入り並びに監視区分指定の解除を受けるべく適切に対応してまいるとともに、引き続き当社グループの企業価値向上に向けて役職員一同、全力で取り組んでまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑並びにご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(ご参考)

(1) 平成 23 年5月の月末終値 81.00 円

(2) 平成 23 年5月の月間終値平均 66.68 円

※平成 23 年5月 15 日付にて 10 株を1株とする株式併合の効力が発生いたしております。

以 上

¹ 平成 21 年 7 月 31 日付「「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りに関するお知らせ」
(http://www.hd.emcom.jp/pdf/20090731_003.pdf) をご参照ください。